

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキガイシャ サニコン 株式会社サニコン  
 住所 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地  
フリガナ代表者氏名 ダイエウトリシマリヤク ナツカ マサリ 代表取締役 中塚 雅教  
 電話番号 072-277-3255  
 FAX番号 072-277-0200  
 メールアドレス [soumu@sanicon.jp](mailto:soumu@sanicon.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	5	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 - 株式会社サニコン  
住 所 - 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地  
代表者氏名 - 代表取締役 中塚雅教

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>ナカツカ マサノリ</small> 中塚 雅教 取締役 <small>ウエムラ マキ</small> 植村 真生 取締役 <small>マツオ リョウイチ</small> 松尾 良一 取締役 <small>カトウ ツヨシ</small> 加藤 剛 取締役 <small>マチダ ジュンイチ</small> 待田 純一	取締役 <small>シノザキ テツヤ</small> 篠崎 哲也 取締役 <small>ミウラ リュウイチ</small> 三浦 竜一 取締役 <small>ナガイ ヤスコ</small> 長井 康子 監査役 <small>カチ マナブ</small> 可知 学
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社サニコン 奈良支店
上記事業所の所在地	郵便番号 634-0843 住所 奈良県橿原市北妙法寺町562  電話番号 0744-29-3252 F AX番号 0744-29-6351 メールアドレス soumu@sanicon.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
シマダ トシヤ 島田 登志也  オオシカ サトル 大鹿 寛  ハヤシ タカフミ 林 尊史	第 262520 号  第 270506 号  第 246222 号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の機械器具	- 金切りのこ	固定式金切鋸	2	
	高速切断機	100V	2	
管の加工用の機械器具	- やすり	300平型	2	
	- パイプねじ切り器	100V	2	
管の接合用の機械器具	- トーチランプ	ガスボンベ式	2	
	- パイプレンチ	13mm～100mm	2	
	溶接機	100V	1	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T-50K	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社サニコン

住 所 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地

代表者氏名 代表取締役 中塚雅教

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地  
株式会社サニコン

会社法人等番号	1201-01-002950	
商号	株式会社サニコン	
本店	大阪府堺市百舌鳥陵南町三丁345番地	昭和60年11月 1日移転
	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地	平成18年 4月 1日変更 平成18年 4月 7日修正
公告をする方法	官報に掲載して行う	
会社成立の年月日	昭和47年2月26日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木一式工事業。</li> <li>2. 建築工事業。</li> <li>3. とび・土工・コンクリート工事業。</li> <li>4. 電気工事業。</li> <li>5. 管工事業。</li> <li>6. 鋼構造物工事業。</li> <li>7. 塗装工事業。</li> <li>8. 防水工事業。</li> <li>9. 内装仕上工事業。</li> <li>10. 機械器具設置工事業。</li> <li>11. 電気通信工事業。</li> <li>12. 造園工事業。</li> <li>13. 水道施設工事業。</li> <li>14. 消防施設工事業。</li> <li>15. 清掃施設工事業。</li> <li>16. 前記各号のコンサルティング・設計。</li> <li>17. ビルメンテナンス業。</li> <li>18. 警備業。</li> <li>19. 空調機器、衛生器材、冷温水機器、消火器、家庭用洗剤の販売。</li> <li>20. 労働者派遣事業。</li> <li>21. 前記各号に附帯関連する一切の業務。</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成20年 2月 1日変更      平成20年 2月 1日登記</p>	
発行可能株式総数	40万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 13万3750株	



大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地  
株式会社サニコン

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金8000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する	
役員に関する事項	取締役 <u>長井政夫</u>	平成28年 8月29日重任
		平成28年 8月29日登記
		平成30年 8月29日重任
		平成30年 9月 5日登記
		令和 2年 6月12日辞任
		令和 2年 9月 4日登記
	取締役 <u>生酒猛</u>	平成28年 8月29日重任
		平成28年 8月29日登記
		平成30年 8月29日重任
		平成30年 9月 5日登記
		令和 1年 6月30日辞任
		令和 1年 7月 1日登記
	取締役 <u>山田光</u>	平成28年 8月29日重任
		平成28年 8月29日登記
		平成30年 8月29日重任
		平成30年 9月 5日登記
		令和 1年 6月30日辞任
		令和 1年 7月 1日登記



大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地  
株式会社サニコン

	取締役	<u>植村真生</u>	平成28年 8月29日重任
			平成28年 8月29日登記
	取締役	<u>植村真生</u>	平成30年 8月29日重任
			平成30年 9月 5日登記
	取締役	植村真生 <u>〇</u>	令和 2年 8月27日重任
			令和 2年 9月 4日登記
	取締役	<u>長井康子</u>	平成28年 8月29日重任
			平成28年 8月29日登記
		<u>長井康子</u>	平成30年 8月29日重任
			平成30年 9月 5日登記
		長井康子 <u>〇</u>	令和 2年 8月27日重任
			令和 2年 9月 4日登記
取締役	<u>池田正博</u>	平成28年 8月29日重任	
		平成28年 8月29日登記	
	<u>池田正博</u>	平成30年 8月29日重任	
		平成30年 9月 5日登記	
	令和 1年 6月30日辞任		
令和 1年 7月 1日登記			
取締役	<u>笠井俊和</u>	平成28年 8月29日重任	
		平成28年 8月29日登記	
		平成30年 8月29日退任	
		平成30年 9月 5日登記	



	取締役	<u>松尾良一</u>	平成28年 8月29日就任
			平成28年 8月29日登記
	取締役	<u>松尾良一</u>	平成30年 8月29日重任
			平成30年 9月 5日登記
	取締役	<u>松尾良一</u> 〇	令和 2年 8月27日重任
			令和 2年 9月 4日登記
	取締役	<u>加藤剛</u>	平成29年 8月28日就任
			平成29年 8月28日登記
	取締役	<u>加藤剛</u>	平成30年 8月29日重任
			平成30年 9月 5日登記
	取締役	<u>加藤剛</u> 〇	令和 2年 8月27日重任
			令和 2年 9月 4日登記
	取締役	<u>中塚雅教</u>	平成30年 8月29日就任
			平成30年 9月 5日登記
	取締役	<u>中塚雅教</u> 〇	令和 2年 8月27日重任
			令和 2年 9月 4日登記
	取締役	<u>待田純一</u>	平成30年 8月29日就任
			平成30年 9月 5日登記
	取締役	<u>待田純一</u> 〇	令和 2年 8月27日重任
			令和 2年 9月 4日登記
	取締役	<u>篠崎哲也</u>	平成30年 8月29日就任
			平成30年 9月 5日登記
	取締役	<u>篠崎哲也</u> 〇	令和 2年 8月27日重任
			令和 2年 9月 4日登記



大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地  
株式会社サニコン

	取締役	<u>三浦竜一</u>	令和1年8月29日就任
			令和1年9月10日登記
	取締役	<u>三浦竜一</u> 〇	令和2年8月27日重任
			令和2年9月4日登記
	和歌山市本脇66番地2	代表取締役 <u>長井政夫</u>	平成28年8月29日重任
			平成28年8月29日登記
			平成30年8月29日退任
			平成30年9月5日登記
	大阪府堺市中区福田1086番地6	代表取締役 <u>池田正博</u>	平成28年8月29日重任
			平成28年8月29日登記
	大阪府堺市中区福田1086番地6	代表取締役 <u>池田正博</u>	平成30年8月29日重任
			平成30年9月5日登記
			令和1年6月30日退任
			令和1年7月1日登記
大阪府和泉市春木川町168番地	代表取締役 <u>中塚雅教</u>	令和1年7月1日就任	
		令和1年7月1日登記	
大阪府和泉市春木川町168番地	代表取締役 <u>中塚雅教</u>	令和2年8月27日重任	
		令和2年9月4日登記	
監査役	<u>可知学</u>	平成28年8月29日就任	
		平成28年8月29日登記	
監査役	<u>可知学</u> 〇	令和1年8月29日重任	
		令和1年9月10日登記	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成27年7月1日登記
支店	1 和歌山市本脇66番地の2		



大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁目345番地  
株式会社サニコン

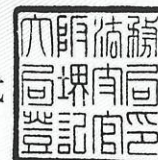
	2 奈良県橿原市葛本町201番地1	平成20年10月 1日移転 ----- 平成20年10月 1日登記
	奈良県橿原市北妙法寺町562	平成30年 7月 1日移転 ----- 平成30年 7月 5日登記
	3 兵庫県神戸市灘区灘南通三丁目2番1号	
	4 大阪府岸和田市小松里町2189番地	平成14年 1月19日区画 整理による地番変更 ----- 平成16年 6月 4日登記
	大阪府岸和田市下池田町一丁目3番5号	令和 2年 1月 1日移転 ----- 令和 2年 1月 9日登記
	5 東京都品川区南大井六丁目12番13号	平成27年 1月10日変更 ----- 平成27年 1月20日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社に 関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月 4日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

令和 3年 4月13日  
大阪法務局堺支局  
登記官

土 屋 佳 代





定 款

株式会社サニコン

## 株式会社サニコン定款

### 第一章 総 則

第1条 当社は株式会社サニコンと称する。

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木一式工事業
2. 建築工事業
3. とび・土工・コンクリート工事業
4. 電気工事業
5. 管工事業
6. 鋼構造物工事業
7. 塗装工事業
8. 防水工事業
9. 内装仕上工事業
10. 機械器具設置工事業
11. 電気通信工事業
12. 造園工事業
13. 水道施設工事業
14. 消防施設工事業
15. 清掃施設工事業
16. 前記各号のコンサルティング・設計
17. ビルメンテナンス業
18. 警備業
19. 空調機器・衛生器材・冷温水機器・消火器・家庭用洗剤の販売

20. 労働者派遣事業

21. 前記各号に附帯関連する一切の業務

第3条 当社は本店を大阪府堺市に置く。

## 第二章 株 式

第4条 当社の発行可能株式総数は400,000株とする。

第5条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を要する。

第6条 当社は株式に係る株券を発行する。

第7条 当社は毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。



### 第三章 株 主 総 会

第 8 条 当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後 3 箇月以内、臨時株主総会は必要ある毎に社長が招集する。総会の日時および場所は取締役会において定める。

第 9 条 株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故あるときは取締役の一人がこれに当る。

第 10 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決する。

第 11 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項はこれを議事録に記載して、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。

### 第四章 取締役、監査役および取締役会

第 12 条 当会社は取締役会を置く。

第 13 条 当社に取締役 3 名以上、監査役 1 名以上を置く。役員に欠員を生じたときは補欠選任を行う。ただし法定の員数を欠かさずかつ業務に差支えないときは取締役会の決議によりこれを行わないことができる。

- 第 14 条 取締役および監査役は株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし2名以上の取締役を選任する場合も累積投票によらないものとする。
- 第 15 条 取締役の任期は選任後2年以内、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間とし、補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 16 条 監査役は会計に関するものに限り監査を行う。
- 第 17 条 取締役会において代表取締役社長を選定する。
- 第 18 条 取締役会は取締役会長、専務取締役、常務取締役等の役付取締役を選定することができる。役付取締役は取締役会の決議により代表取締役とすることがある。
- 第 19 条 取締役会は社長が招集し議長となる。社長に事故あるときは他の役付取締役または取締役があらかじめ取締役会において定められた順に従って代行する。
- 第 20 条 取締役会の招集通知は会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

第 21 条 取締役および監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第 22 条 取締役会の議事の要領および結果は議事録に記載し、議長および出席取締役がこれに記名捺印する。

第 23 条 取締役会の推薦により相談役または顧問を置くことができる。相談役および顧問は取締役会に出席して意見を述べることができる。

## 第五章 計 算

第 24 条 当会社の事業年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

第 25 条 剰余金の配当は毎事業年度末日における株主名簿記載株主または登録質権者に配当する。剰余金の配当は支払開始の日から 5 年を経過したときは当会社はその支払の義務を免れる。

第 26 条 当会社定款に定めなき事項は、すべて会社法その他の法令に準拠するものとする。

以上

本写しは原本と相違ないことを証します。

令和 3 年 4 月 13 日

堺市北区百舌鳥陵南町 3 丁 3 4 5

株式会社サニコン

代表取締役 中塚 雅教



第二六二五二〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

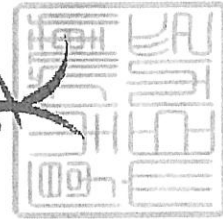
氏名 島田登志也

昭和四十八年九月九日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川律夫





第二七〇五〇六号

給装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

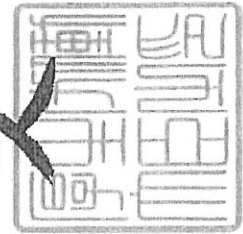
氏名 大 鹿 覚

昭和五十六年九月一日生

水道法(昭和三十九年法律第百七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久





第二四六二二二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 林 尊 史

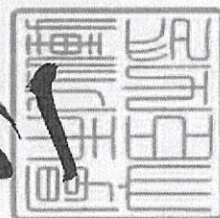
昭和五十六年七月十六日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十年二月二十八日

厚生労働大臣

明 保 子



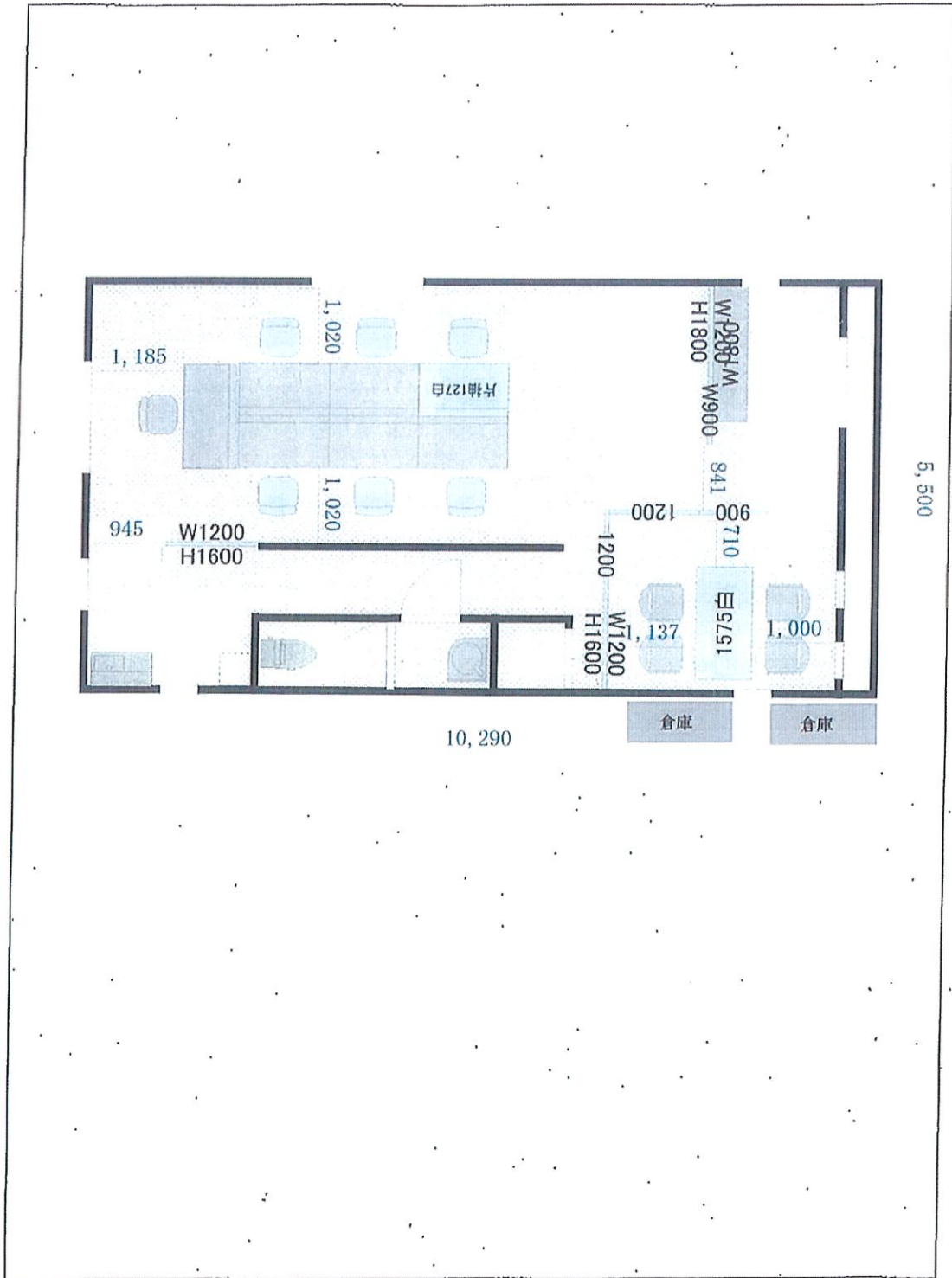


## 店舗及び倉庫の付近見取図





# 倉庫の平面図



## 店舗の写真



### 撮影箇所

1. 店舗の正面（看板を含む）
2. 店舗の内部（事務室全景）

※台紙が足りない場合は複写してください。



## 倉庫の写真



付

### 撮影箇所

1. 倉庫の正面
2. 倉庫の内部

※台紙が足りない場合は複写してください。





## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキガイシャ サニコン 株式会社サニコン  
 住所 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地  
フリガナ代表者氏名 ダイョウトリシマリヤク ナツカ マサリ 代表取締役 中塚 雅教  
 電話番号 072-277-3255  
 FAX番号 072-277-0200  
 メールアドレス [soumu@sanicon.jp](mailto:soumu@sanicon.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	



様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社サニコン  
住 所 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁 345 番地  
代表者氏名 代表取締役 中塚雅教

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社サニコン 奈良支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
シマダ トシキ 島田 登志也	第 262520 号	令和3年 月 日
オオシカ サトル 大鹿 寛	第 270506 号	令和3年 月 日
ハヤシ タカフミ 林 尊史	第 246222 号	令和3年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二六二五二〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

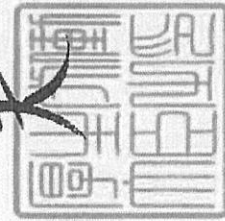
氏名 島田登志也

昭和四十八年九月九日生

水道法昭和二十五年法律第百七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十三年二月二十四日

厚生労働大臣 細川律夫



国工印製所製



第二七〇五〇六号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

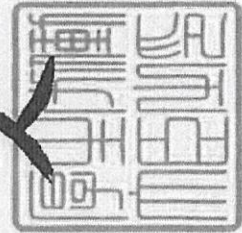
氏名 大 鹿 党

昭和五十六年九月一日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久





第二四六二二二号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 林 尊 史

昭和五十六年七月十六日生

水道法(昭和五十二年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十年二月二十八日

厚生労働大臣

林 厚子

